

2 事業展開（案） 【計画事業修正箇所抜粋版】 （追加分）

基本目標 1 自立・社会参加の促進と障がい理解の啓発

(1) 心のバリアフリーと権利擁護の推進

② 権利擁護の推進

人として固有の基本的人権や財産権など様々な権利が保障されるための啓発活動とあわせ、障がい者を含む判断能力が不十分な方の権利擁護については、（社福）社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業や、成年後見制度などを組み合わせて充実を図ります。

また、介護者などによる介護放棄や権利侵害が明らかな場合については、行政措置制度の活用なども含め、迅速に対応するほか、障がい児の権利擁護についても、未成年後見制度の活用も含め、児童相談所などと連携を図りつつ推進します。

○ 障害者虐待防止センターの設置（障がい福祉課）【新規】

虐待を受けた障がい者の保護及び養護者に対する支援等を行い、障がい者の人権や各種権利の保護を図るため、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に規定する障害者虐待防止センターを設置します。

現 状 (平成25年度)	【新規】
目 標 (平成31年度)	<u>障がい者虐待の通報又は届出に対して、すみやかに事実関係を調査するとともに、障がい者の尊厳が守られるよう適切に対応します。</u>

(2) 多様な働き方と就労支援

③ 雇用・就労の促進

障がい者の就労を促進するためには、障がい者に対する就労支援だけでなく、障がい特性への理解を深め、企業などが積極的に受け入れることが重要です。

このため、就労相談や特別支援学校との連携を強化するとともに、企業

などへの啓発、情報提供を行います。

また、継続的就労を支援する事業により、障がい者の雇用と継続的就労を積極的に推進します。

16 特別支援学校との連絡会議（障がい福祉課）

特別支援学校を卒業する生徒の進路について、特別支援学校・相談支援事業所との関係機関による連絡会議を開催し、就労に向けた取組みを推進します。

現 状 (平成25年度)	【改定新規】 就労支援事業所や就労関係機関・特別支援学校等で構成する障がい者就労支援ネットワーク会議を2回、作業部会（勉強会）を2回開催し、障がい者の就労支援に関する地域連携を図った。
目 標 (平成31年度)	年3回開催